

東突厥官稱號考

——鐵勒諸部の俟利發と俟斤——

はじめに

護

雅夫

周知のように、突厥および鉄勒諸部に、普通、俟利發（頡利發¹）、俟斤（頡斤、乙斤²）とそれぞれ漢字音訳される、*eltäbar/eltäbir, irkin* という稱号があつたが、極く最近、ハミルトン（Hamilton, J.）は、これらについてつぎの如き説をたてた³。すなわち、かれはまず、俟利發について、「突厥支配期にあつて、この稱号は、ウイグルの首長（*chef*）、また同じく、その帝国を構成したほかの諸民族（*autres peuples*）の首長が帯びた」とのべ、ついでこの語の語源を考えてから、要するに、これは、『一國または一民族（*un Etat ou un peuple*）を支配するもの』を意味し、その帝国に服属した各民族の大首長（*le grand chef de chaque peuple*）を指すのである⁴』といつた。つぎに、俟斤に関しては、かれは、後でも引用する隋書^{卷八} 鉄勒伝に、「独洛河北」の鉄勒諸部の若干について、「有僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅、並号俟斤」とある記事に附した註のなかで、西突厥を構成した十姓のうち右廂の五姓（五弩失畢）に五大俟斤がおかれたことに注目して、「この稱号は、従つて、或る幾つかの大部族（*certaines grandes tribus*）、とりわけ、突厥の最西の五部族、およびいま問題にしている鉄勒の最東の五部族（つまり、上掲鉄勒伝にみえる僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅）の大首長（*le grand chef*）の帯びたものである⁵』と記し

ている。つまり、かれによれば、俟利発とは、突厥帝國時代に、それに服属した諸民族 (people) の大首長の、また俟斤とは、姑く西突厥のそれを除くと、とくに、鉄勒諸部のうち東部にいた五大部族 (tribe)、僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅の大首長の、それぞれ称号であつたのである。註のこともあり、極めて簡単な指摘にすぎないので、本稿では、東突厥における俟利発・俟斤両称号の性格を考える前提として、鉄勒諸部のそれらについて、やや詳しく検討したい。

一

隋書鉄勒伝には、「鉄勒之先、匈奴之苗裔也、種類最多、自西海之東、依拋山谷、往往不絶」といつたあとで、「独洛河北」の鉄勒諸部をあげ、ただそのうちの五部について、「有僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅、並号俟斤」としるし、ついで、「伊吾以西、焉耆之北、傍白山」、「金山西南」、「康国北、傍阿得水」、「得疑海東西」、「拂林東」、「北海南」にそれぞれいた鉄勒諸部を列挙して、「雖姓氏各別、摠謂為鉄勒、並無君長、分属東西兩突厥」とのべている。ここでまず気になるのは、上文の「並無君長」の一句である。北史^{九卷九}鉄勒伝ではこれと同文であるが、これを、通典^{九卷九}鉄勒・太平寰宇記(嘉慶八年重校刊本)^{九卷九}鉄勒は「並有君長」に、旧唐書^{九卷一}廻紇伝の鉄勒(特勒)に関する条は「無君長」に、また、新唐書^{七卷二}回鶻伝^上は「初無酋長」に、そして、資治通鑑^{八〇卷一}隋紀四大業元年の条は「無大君長」に、それぞれ作つている。

ところで、先に引用した隋書鉄勒伝には、「有僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅、並号俟斤」とあり、これによると、これらの諸部そのものが「並びに俟斤と号していた」かにみえるが、これは甚だおかしい。この記事は、資治通鑑大業元年の条が、上文をも含めて隋書鉄勒伝の記事を要約し、「有僕骨・同羅・契苾・薛延陀等部、其酋長、皆号俟斤」としているように、俟斤と号したのは、諸部そのものではなく、それぞれの「酋長」、首長であつたと考えねばならない。ただ或る部族

の名前だけをあげて、その首長を指す例はほかにもあるのである。

そうだとすると、隋書鉄勒伝の「並無君長」の語は、ズバリ言つて誤つていたのであつて、通典・太平寰宇記のいう「並有君長」をもつて正しとすべきである。つまり、新唐書に見える「初」はいざ知らず、当面の時代には、鉄勒諸部にはそれぞれの「酋長」、首長があつたのであるが、それらを統合する「君長」、「大君長」は、旧唐書に「無君長」といい、資治通鑑に「無大君長」というように、未だあらわれていなかったたのである。この考えが正しいとすると、当代の鉄勒諸部の状態は、魏書^{卷一}高車伝に、「無都統大帥、当種各有君長」とある高車諸部のそれと相似ていたといつてよからう。

つぎに、上掲隋書鉄勒伝によると、「独洛河北」の鉄勒諸部のうちの五部、すなわち、僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅だけの首長が俟斤と称し、ほかの諸部のそれは、何の称号も持たなかつたかのようにうけとれる。現にハミルトンもこれにそのまま依拠して、上にも引用した如く、「この称号は、従つて、或る幾つかの大部族、とりわけ、突厥の最西の五部族(つまり、西突厥の五部失畢一護)、およびいま問題にしている鉄勒の最東の五部族(つまり、僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅一護)の大首長の帯びたものである」という。果してそうであるか。

さて、同じく隋書鉄勒伝には、「大業元年、突厥処羅可汗、擊鉄勒諸部、厚稅斂其物、又猜忌薛延陀等恐為變、遂集其魁帥數百人、尽誅之、由是一時反叛、拒処羅、遂立俟利發俟斤契弊歌楞、為易勿真莫何可汗、居貪汗山、復立薛延陀内俟斤字也陁、為小可汗」とある。まず契弊歌楞についていうと、これは、別の諸史料に、契弊歌稜(隋書^{卷六}宇文述伝)、契苾哥楞(旧唐書^{卷一九}鉄勒伝、冊府元龜^{卷九}外臣部繼襲篇、新唐書回鶻伝、薛延陀、契苾、資治通鑑^{卷九}唐紀八貞觀元年)、契苾歌楞(資治通鑑大業元年)、(契苾)哥論(婁師德「契苾明碑」、新唐書^{卷一〇}契苾何力伝)などと写されているのと同一人で、契弊と契苾とは、かれの出自した同じ一つの部族名の異訳にはかならぬ。ところでかれが可汗に推される前の称号であるが、

前掲隋書鉄勒伝や、太平寰宇記、また資治通鑑大業元年の条は、これを「俟利發俟斤⁽¹⁵⁾」としている。さきにも触れ、あとでものべるように、俟利發と俟斤とは、ともに部族の首長が帯びたものとはいふ条、それぞれ別の称号であるから、かれがこの二つを併有したというのは、些かおかしい。私は、この「俟斤」は衍字ではないかと疑うが、それについてはあとで一言する。しかし、いまのところは一応、契苾（契弊）の首長は、大業元年に可汗に推される以前は、俟利發—俟斤（？）の称号を持つていた、ということにして置く。

つぎに、薛延陀について考えると、上掲隋書鉄勒伝には、「復立薛延陀内俟斤字也啞、為小可汗」とあり、この「内俟斤」をハミルトンは、*Pirkin interior* と翻譯しているが、私は、この「内」字は衍字⁽¹⁷⁾で、これについては、資治通鑑大業元年の条に、「又立薛延陀俟斤字也啞、為小可汗」とあるに従うべきだと考える。そうだとすると、この時、薛延陀の首長は、俟斤の称号を帯びていた、ということになる。

こう考えてくると、大業元年以前、「東西両突厥に分属」していた時期において、隋書鉄勒伝の冒頭にいい、ハミルトンが従っているように、ただ「独洛河北」の諸部のうちの五部、僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅の首長だけ、が俟斤と称し、爾余の鉄勒諸部の首長には何の称号もなかつたのではなく、少くとも、「伊吾以西、焉耆之北、傍白山」にいた契弊（契苾）のそれは俟利發—俟斤（？）と、そして「金山西南」にいた薛延陀のそれは俟斤と、それぞれ号していた、といわざるを得ない。先に引いた資治通鑑大業元年の条には「有僕骨・同羅・契苾・薛延陀等部、其酋長、皆号俟斤」とあるが、これは、契苾の「酋長」の称号をただ俟斤としている点で、厳密にいうと正しくない。しかし、薛延陀の「酋長」もまた俟斤と称したといっている点では、従うべきである。以上、大業元年以前における鉄勒諸部の首長の称号を考えてきたが、要するに、史料の伝える限り、僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅・薛延陀の首長は俟斤と、契弊（契苾）のそれは俟利發—俟斤（？）と、

それぞれ号していたのである。⁽¹⁸⁾

しかるに、爾余の諸部の首長については、史料は黙して語らない。これは何を意味するか。つまり、上掲の七部族の首長の称号に関してだけ、史料に伝えられているのは何故か。ところで、先の考証過程からも分るように、契弊(契苾)・薛延陀(西部の首長号がシナ史料に伝えられているのは、これらがそれぞれ、鉄勒諸部に推されて、可汗・小可汗となつたことに關聯してであつた。すなわち、それは、この両部が、ほかの鉄勒諸部に比して有力であつたからにはかなならぬ。つぎに、開皇三年、隋の文帝が発した詔の中に、突厥支配下の諸部族に動搖のきざしが見えることを指摘して、「其部内薄孤東紇羅尋亦翻動」とある(隋書^{卷八} 突厥伝)。ここに所謂「薄孤東紇羅」が何を示すかは従来不明であつて、劉茂才博士も、ただこれを、*Po-ku-schu-ho-lo* と音訳するに止まつている。⁽¹⁹⁾ところが、北史^{卷九} 突厥伝はこれを「薄孤東紇羅」に作つてゐる。

私は、ここでは、北史に従つて読み、上の五字を「薄孤」と「東紇羅」とに分けて、「薄孤(*po-ku, pāk-kuo*)」を「僕骨」(*p'u-ku, buok-kuat*)」の、「東紇羅(*tung-ho-lo, tung-yuat-lâ*)」を「同羅(*t'ung-lo, d'ung-lâ* (Tōpra))」の、それぞれ異訳とみなしたい。そうだとすると、文帝が、突厥国内の諸部族の動搖をのべるに當つて、とくにこの両部族、僕骨・同羅だけをあげているというそのことから我々は、これらが開皇三年ころに、ほかの諸部族より目立つてゐたこと、つまり恐らくは有力であつたことを推定してもよさそうに思われる。すなわち、その首長の称号について、史料的に明証のある僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅・薛延陀・契弊(契苾)七部族のうち、少くとも僕骨・同羅・薛延陀・契弊(契苾)四部族は、爾余の鉄勒諸部より目立つて、有力であつたのである。韋紇・拔也古・覆羅の、この時代における勢力に関しては明証はないが、実体不明の覆羅⁽²⁰⁾を除く韋紇(回紇)と拔也古も、後の形勢から推しても、矢張り当面の時期にあつて、比較的有力であつたと思う。

このように見てくると、上掲七部族の首長の称号についてだけシナ史料に伝えられているのは、それらが目立っていた、つまり比較的有力であつたからであり、ほかのものに関してシナ史料が黙して語らないのは、それらが目立たず、比較的小であつて、ただ史料に残らなかつたからに過ぎぬ、と考えられる。すなわち私は、上掲七部族以外の諸部族——すべてとはいわないまでも——の首長も、シナ史料には残されていないが、何らかの称号をもつていた、そしてそれは、俟斤ではなかつたかと推定するものである。

二

前節でみた如く、俟斤とか俟利弼—俟斤(?)とかの称号を帯びた首長を各々いただいて「東西両突厥に分属」していた鉄勒諸姓は、前に引用した史料が語るように、大業元年、契苾の首長(俟利弼—俟斤[?])、契苾歌楞(契弊歌楞、契苾哥楞、契苾哥論)を可汗に推し、薛延陀の首長(俟斤)を小可汗にいただいて独立した。²¹⁾しかし、旧唐書鉄勒伝に、「西突厥射匱可汗強盛、延陀・契苾二部、並去可汗之号、以臣之、廻紇等六部在鬱督軍山者、東属于始畢、乙失鉢所部在金山者、西臣于葉護」という如く、東西両突厥が再び強盛になると、契苾・薛延陀兩部の首長は可汗・小可汗号を廢し、鉄勒諸部はまたもや「東西両突厥に分属」することになつたのであるが、その年代は、姑らく小野川秀美氏の考証に従つて、これを「大業八年以後間もない」²⁴⁾ときのこととしておこう。

ここで、契苾・薛延陀兩部の首長が「可汗の号を去」つたあと、彼等が何と稱したかが問題になるが、まず契苾について考えると、婁師德「契苾明碑」には、「曾祖哥論易勿施莫賀可汗、(中略)、祖繼莫賀持動、(中略)、父何力云々」といい、旧唐書^{卷一〇九}契苾何力伝には、「契苾何力、其先鉄勒別部之酋長也、父葛、隋大業中、繼為莫賀咄特勒、以地徇吐谷渾、所居隘

狭、又多瘡瘍、遂入龜茲、居于熱海之上、特勒死、何力時年九歲、降号大俟利發」とあり、新唐書契苾何力伝には、「契苾何力、鉄勒哥論易勿施莫賀可汗之孫、父葛、隋末為莫賀咄特勒、以地近吐谷渾、隘陝、多瘡喝、徙居熱海上、何力九歲而孤、号大俟利發」と記している。小野川氏はこの両唐書の記事を引用して、「契苾歌楞は可汗の号を去つて莫賀咄特勒と称し、隋末葛が之を継ぎ、その死後契苾何力は更に降つて大俟利發となつたのである。之は歌楞が可汗を称する以前の称号にかへつた訳で(隋書鉄勒傳)、契苾の急激な衰頽を想像出来る」といい、また、「突厥の時代に頡利發・俟利發が占める地位は、契苾部の歌楞・葛・何力の三代に互る称号の変遷に明瞭に窺はれると思はれる。即ち契苾歌楞は隋の大業年間西突厥の処羅可汗に叛き、自立して莫賀(何莫)可汗 (Bara qayan) と称したが、射匱可汗が強盛となるに及んで、可汗の号を去り、その子葛が継いで莫賀咄特勒 (Bara čur tigin) となり、その子何力は更に降つて大俟利發 (ulj iläbar) と称した」とのべている。確かに上掲史料、特に両唐書契苾何力伝の記事をそのまま解釈すれば、上のように考えざるをえないであろう。しかし、すでに小野川氏も、上文中の「遂入龜茲、居于熱海之上」の一句についてその曖昧さを指摘しているように、上掲史料の叙述は極めて簡単であつて明晰さを欠き、それを額面通りうけとることに、些か問題が残る。問題はまず、何力の父が帯びたという特勒 (特勒、tigin) の称号である。これについては、私は別の一文を用意しているので詳しくはそれに譲るが、結論だけいふと、特勒とは、通説のように、基本的には、可汗の子弟が帯びた称号であつた。そうだとすると、上文に見える如く、契苾哥論の子が特勒と称し得たのは、かれが可汗の子であつたからこそ、つまり、その父哥論が突厥から独立して可汗と号したからこそにほかならぬであろう。従つてまた、その契苾哥論が「可汗の号を去」つて突厥に服属したとすれば、特勒の称号もまた、「可汗の号」とともに、突厥の阿史那部に奉還さるべきであつて、それは、もはや、契苾のものが帯び得る称号ではなく、その子もまた、「特勒の号を去」つたと思われる。そして、このように、契苾が可汗号、従つて

また特勒号を返還したあとの、その首長の称号、それが、小野川氏の所謂「歌楞が可汗を称する以前の称号」、つまり、上掲史料に、契苾何力についてのべられている（大）俟利発であつたに違いない。私は先に、契弊歌楞（契苾哥論）が可汗に推される前に帯びていたといわれる称号「俟利發俟斤」の「俟斤」二字は衍字ではないかといつたが、それは、このような理由からである。要するに私は、「契苾明碑」をはじめとする上掲諸史料に見える可汗・特勒・（大）俟利發三者の關係を以て上のように考え、上掲諸史料はこれら三称号を、契苾哥論、その子、その孫三代にそれぞれ割り当てたもの、そのためにスツキリはしたけれども却つて事の本質を見失うことになつてしまつた、と思う。このように見てよいとすると、契苾の首長は、「可汗の号を去」つたのちはかつての称号俟利發—俟斤（？）を帯びるに至つたと考えられるのである。

つぎに、薛延陀についていうと、その首長は、前掲旧唐書鉄勒伝に見える如く、契苾のそれと同じく（小）可汗を号することをやめ、その「所部の金山に在る者」は葉護（西突厥）に臣屬するに至つたのであるが、これも、その時から再び「可汗を称する以前の称号」、つまり俟斤にかへつたであらうことは容易に推察できる。まさにその通りなのであつて、武徳九年—貞観元年に鉄勒諸部が頡利可汗に叛乱をおこし、上述の小可汗乙失鉢の孫、夷男は、貞観二年一月には鉄勒諸部から可汗に推戴されようとするまでになつたが、このことを、唐会要四九北突厥は、「（貞観二年）十一月、突厥北辺多叛頡利、帰薛延陀、共推其俟斤夷男、為可汗、夷男不敢当」といつている、すなわち、薛延陀の首長は、「可汗の号を去」つてからこの時まで、俟斤と称していたのである。この夷男は、翌貞観三年に唐から真珠毗伽可汗に冊立されたが、この薛延陀、いなむしろ真珠毗伽可汗自身を指して、貞観一六年一〇月に太宗は、「（薛）延陀本一部落俟斤、本我所立、始十余年」（冊府元龜卷九外臣部褒異篇、同卷九帝王部宴享篇）といひ、翌一七七年に、褚遂良は「（薛）延陀曩歲廼一俟斤耳」（旧唐書卷八褚遂良伝）とのべ、夷男自身は自ら、「我本鉄勒之小帥也」（冊府元龜卷九外臣部和親篇、同卷九外臣部備禦篇、旧唐書鉄勒

伝」といつている。これらのうち、太宗の語中の「十余年」とは、夷男を可汗に冊立した貞観三年から貞観一六年までのことをいつたものにちがいないから、上の諸史料はともに、薛延陀「部落」の「小帥」、首長だった夷男が、貞観三年に真珠毗伽可汗に冊立される以前、つまり、「(小)可汗の号を去」つてからの突厥への再服属期に、俟斤と称していたことを語っているであろう。

以上、両節にわたつて、さしあたり貞観三年以前における、鉄勒諸部の俟利発・俟斤について考えた結果、要するに、これらは、可汗・小可汗を出す部族を除く、それ以外の鉄勒諸部の首長、いわば平首長ひらびさしが帯びたものであつて、可汗、小可汗と称したのも、その号を去ると、再びこれらを帯びるに至つたことが明かになつたと思う。つぎに、それではこの俟利発と俟斤との区別は何に基いているか、が問題になるが、これに答える前に、貞観三年以後における、これら両称号について考えておこう。

三

前節で見たように、薛延陀が「自ら附近諸部の雄長ちゆうぢやう」となつて、その首長夷男は唐から真珠毗伽可汗に冊立せられ、ついで、貞観四年、突厥第一帝国を唐と挾撃して瓦解させると、「漠北の雄長として回鶻以下の諸部を統べしものなること35」は周知の如くであるが、この薛延陀以外の鉄勒諸部の首長、つまり平首長ひらびさしの称号は何であつたか。

さて、上の薛延陀の真珠毗伽可汗が貞観一九年九月に歿して(冊府元龜巻九 外臣部封冊篇、唐会要北突厥)頡利俱利薛沙多彌可汗が立つと、内部の紛争によつてその国は乱れ、これに乗じて回紇・僕骨・同羅などの鉄勒諸部が薛延陀を攻めて可汗を殺し、一方、唐も、貞観二〇年に軍を出して薛延陀余衆を破るとともに、鉄勒諸部を招撫した。「混乱分立の磧北にあつ

ては安定自存の爲には唐の冊立を受ける必要があつたから」、鉄勒諸部はこの招撫に応じ、二〇年八月、太宗は靈州に赴いてこれらの降附を受けたのであるが、前述の「混乱分立」の状態について、「又諸姓俟斤、通相攻撃」(旧唐書鉄勒伝)とあり、鉄勒諸部の遣使・降附に関して、「鉄勒諸部落俟斤・頡利発等遣使相繼而至靈州者数千人云々」(旧唐書^{三卷}太宗本紀^{(37)下})と、いう。これによつて、まず一般的に、鉄勒諸部の平首長が俟斤または頡(ハ)俟(ハ)利発と号していたことを知るが、つぎに、個別的に見てゆく。

ところで、これら降附した鉄勒諸部には、貞觀二十一年正月九日に(唐会要^{卷七}安北都護府)、六都督府・七刺史州が設けられたが、それら諸部とは、回紇・多濫葛・僕骨・拔野古・同羅・思結(以上、都督府)、渾・斛薩・奚結・阿跌・契苾・思結別部・白霽(以上、刺史州)であつた。まず、各々の首長について順に検討する。

回紇。鉄勒諸部が降附して「北荒悉く平」いだ貞觀二〇年八月、太宗の発した詔中に、「其契苾車必俟斤及鉄勒諸姓、廻紇、胡禄、俟利発等、總統百余万户、散出北漠、遠遣使人、委身内属云々」(冊府元龜^{卷二}帝王部告功篇)、「鉄勒諸姓、廻紇、月禄、俟利発等、總百余万户、散处北漠、遠遣使人、委身内属云々」(旧唐書鉄勒伝)とあるのによつて、時の回紇の首長が胡禄俟利発(ulry eltaibar)、つまり大俟利発と号していたことを知るが、その名は、「及薛延陁之敗、其大會胡禄俟利発吐迷度、率其部詣闕、請同編戶」(通典^{卷二}迴紇)という如く、吐迷度であつた。かれは、菩薩について回紇の首長になつたのであるが、その菩薩に関して、「初、有時健俟斤、死、子菩薩立、大唐貞觀初、与薛延陁俱叛突厥頡利可汗、侵其北辺、頡利遣騎討之、戰於天山、大破之、俘其部衆、迴紇由是率其衆、附於薛延陁、号为活頡利発、仍遣使朝貢」(通典迴紇)とあるのからわかるように、回紇の首長はすでに菩薩の時から(活)頡(ハ)俟(ハ)利発と称していたのである。この菩薩の父、時健俟斤と、前掲隋書鉄勒伝に、「有僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅、並号俟斤」という韋紇(回紇)の俟斤との関係は明か

ないが、何れにしろ、回紇の首長は隋代から俟斤と号しており、それを俟利発に変えたのが、菩薩の時であつたのである。その正確な時期は不明であるが、上掲史料そのほかによると、それは、武徳九年—貞觀元年、かれが薛延陀・僕骨・同羅・拔也古などの鉄勒十余部とともに突厥の頡利可汗に叛き、その軍を破つて「薛延陀に附」したときのことであつた。

多濫葛。冊府元龜^{卷九}七四 外臣部褒異篇に、貞觀五年^(二〇三)一〇月の条にかけて、「是月、霫^(二〇四)大酋侯斤多濫葛末、率所部、与回紇俱来朝見」、通典^{卷九}九 多濫葛に、「多濫葛、(中略)、其大酋侯斤多濫葛共、率所部朝見」、新唐書^{卷二}七十一 回鶻伝下に、「多濫葛、亦曰多濫、(中略)、延陀已滅、其酋俟斤多濫葛末、与回紇皆朝」とある。冊府元龜に、多濫葛(〓葛)末を「霫大酋」としてゐるのは疑わしく、私はいまのところ、この「霫」字を誤字または衍字と見なしたい。ともあれ、多濫葛の首長は、この時、俟斤号を帯びていたのである。

僕骨。前掲隋書鉄勒伝からも知れるように、隋代には俟斤と号していた僕骨の首長は、通典^{卷九}九 僕骨に、「僕骨、鉄勒之別部、(中略)、先臣於頡利、苦頡利乱政、後附薛延陀、大唐貞觀中、遣使朝貢、及延陀之滅也、其大酋婆匄俟利、發歌藍伏延、詣闕内附」、新唐書回鶻伝下に、「僕骨、亦曰僕固、(中略)、始臣突厥、後附薛延陀、延陀滅、其酋婆匄俟利、發歌藍拔延、始内属」というのによると、この内附の際には、すでに俟利発を称していたのである。

拔野古。通典^{卷九}九 拔野古に、「拔野古者、亦鉄勒之別部、(中略)、其酋俟利、發屈利失、貞觀二十一年、^(二〇五)挙其部来降」、新唐書回鶻伝下に、「拔野古、一曰拔野固、或為拔曳固、(中略)、貞觀三年、与僕骨・同羅・奚・霫同入朝、二十一年、大俟利、發屈利失、挙部内属」と記しているから、これまた隋代に俟斤であつた拔野(〓也)古の首長は、貞觀二十一年以前の或る時期に、(大)俟利発の称号を帯びるに至つたらしい。

同羅。通典^{卷九}九 同羅に、「同羅者、鉄勒之別部也、(中略)、初臣突厥、苦頡利之政乱、太宗時、其酋俟利、發時健、^(二〇六)遣使

内附、中間無聞、洎天宝初、其酋帥阿布思、以万余帳來降」、新唐書回鶻伝下に、「同羅、(中略)、貞觀二年、遣使者入朝、久之、請内属、置龜林都督府、拜酋俟利發時健啜、為左領軍大將軍、即授都督」という。上掲通典に見える俟利發時健啜の遣使内附は、それが「苦頡利之政乱」にすぐ続いて記されているのからすると、上掲新唐書回鶻伝下そのほかという、貞觀三年の遣使入朝のことのように思われる。しかし、同じく上掲新唐書回鶻伝下によると、貞觀三年以後、「之を久しうして」、また資治通鑑卷九八唐紀四貞觀二〇年二月戊寅の条によると、この年月日に、同じ俟利發時健啜が「内属」「來朝」しており、しかも、通典の遣使内附の記事のすぐあとに、「中間無聞、洎天宝初、其酋帥阿布思、以万余帳來降」と記されているのからすると、この通典に見える俟利發時健啜の遣使内附は、貞觀二〇年のものであるとも考えられる。私は、いまのところ、この何れとも断定するきめてを持つていないので、姑く岑仲勉の「此(通典の「太宗時、其酋俟利發時健啜、遣使内附」の記事を指す)殆合三年与二十年兩事混言之(42)」というのに従つて、俟利發時健啜が、貞觀三年に遣使し、二〇年に内属したのを、通典は一箇所に「混言」したのであると見ておきたい。そうすると、前掲隋書鉄勒伝からもわかる如く韋紇(回紇)・僕骨・拔也(野)古・覆羅の首長と同様に隋代に俟斤と号していた同羅のそれは、遅くも貞觀三年、つまり鉄勒諸部の突厥への叛乱の直後、そして突厥第一帝国の滅亡の前年には、すでに俟利發と称していた、ということになる。

思結。貞觀二〇年に内附した思結の首長の称号は、これを示す史料がなく、明かでない。しかし、頡利可汗が唐に擒えられてその突厥第一帝国が瓦壊した貞觀四年の三月のこととして、冊府元龜卷九八外臣部征討篇に、「是月、突厥思結部俟斤、率衆四万來降」とあるのによると、すでに貞觀四年に來降した思結の別酋があり、これは俟斤と号していたことがわかる。(43)

渾。新唐書回鶻伝下に、「渾、(中略)、突厥頡利敗時、有俟利發阿貪支、款塞、薛延陀之滅、大俟利發渾汪、拳部内向、以其地、為阜蘭都督府(44)」後分東・西州、太宗以阿貪支於汪属尊、遣訳者諷汪、汪欣然避位、帝嘉其讓、以阿貪支、為右領軍衛

大将軍・臯蘭州刺史、汪雲麾將軍兼俟利發為之副」、旧唐書卷一三四 渾城伝に、「渾城、臯蘭州人也、本鉄勒九姓部落之渾部也、高祖大俟利發、渾阿貪支、貞観中、為臯蘭州刺史」とある。上文に所謂「突厥頡利敗時」の俟利發阿貪支の款塞とは、新唐書卷一〇 執失思力伝に、「執失思力、(中略)、貞観中(貞観四年)、護送隋蕭后入朝、授左領軍將軍、會頡利敗、太宗令思力諭降渾、俟利發」とある。しかも、それ以後、漠北に残つて薛延陀の支配に服し、「薛延陀の滅ぶとともに」「挙部内向」した同部の別酋もまた、俟利發と称していたのである。

解薩・奚結・阿跌。この三部の首長が、貞観二〇年に來降した際、何と号していたかは不明である。

契苾。太宗が貞観二〇年八月に發した詔に、前にも引用した如く、「其契苾車必俟斤及鉄勒諸姓、廻紇胡祿俟利發等、総統百余万戸、散出北漠、遠遣使人、委身内属云々」とあるから、薛延陀の支配下に在つて、この時、唐に來降した契苾の首長は俟斤号を帯びていたのである。ところがこれとは別に、(大) 俟利發を首長にいたたく契苾があつた。すなわち、先述の、可汗号を返上して、再び、以前の称号、(大) 俟利發を帯びるに至つた契苾哥論およびその子孫に従う契苾がこれであつて、これは、小野川氏の指摘の如く、「可汗の号を去ると共に貧汗山(音)の地から吐谷渾の近隣に居を徙し」、さらに降つて、「契苾何力、(中略)、至貞観六年、随其母、率衆千余家、詣沙州、奉表内附、太宗置其部落於甘・涼二州」(旧唐書契苾何力伝) というように、すでに早く貞観六年に内附して、甘・涼二州の地に置かれていたのである。

白霽。新唐書回鶻伝下には、「白霽、(中略)、其君長、臣突厥頡利可汗、為俟斤、貞観中、再來朝、後列其地、為龔顔州、以別部、為居延州、即用俟斤、為刺史」とあるが、この記事をそのまま信用するのは危い。何となれば通典卷二〇 霽には、

「霽、(中略)、亦臣於頡利、其渠帥、号为俟斤、大唐貞観中、遣渠帥内附」といい、同卷九 白霽には、「白霽、(中略)、其

渠帥、各率所部帰附、列地為州、即其酋長為刺史」と記するが、上掲新唐書回鶻伝^下の記載は、白嚮と嚮とを混同して、これら通典の両記事、またはそれに類する記事をつきませたものであるらしいからである。従つて、内附した際の、白嚮の首長の称号は不明である。

以上、貞觀二二年に唐の都督府・刺史州のおかれた鉄勒諸部の首長の称号について見たが、貞觀二〇年におけるそれについてだけいうと、回紇・僕骨・拔野古・同羅・渾五部の首長は俟利発を、多濫葛・契苾二部の首長は俟斤を、それぞれ号しており、爾余の思結・斛薩・奚結・阿跌・白嚮諸部の首長号は不明である。そうだとすれば、資治通鑑貞觀二〇年二月戊寅の条に、「回紇俟利発吐迷度、僕骨俟利発歌濫拔延、多濫葛俟斤末、拔野古俟利発屈利失、同羅俟利発時健噉、思結酋長烏碎及渾・斛薛・奚結・阿跌・契苾・白嚮酋長、皆來朝」というのは、ほぼ妥当ではあるが、渾・契苾の首長をただ「酋長」とのみ表現しているのは不充分である、といえよう。

唐は、上述の鉄勒諸部に都督府・刺史州を設けたのにひき続いて、骨利幹に刺史州（貞觀二二年）、結骨に都督府、回紇に属する俱羅勃⁽⁴⁹⁾に刺史州（以上、貞觀二二年）を置いた。このうち、結骨は、嚴密には鉄勒には属しないと見るべきであるが、ここで、これらの首長についても一言しておく。

骨利幹。新唐書回鶻伝^下に、「骨利幹、（中略）、既入朝、詔遣雲麾將軍康蘇蜜勞答、以其地、為玄闕州、其大酋俟斤、因使者、獻馬」、資治通鑑^{九八}唐紀^{四一}貞觀二二年八月の条に、「辛未、骨利幹遣使入貢、丙戌、以骨利幹、為玄闕州、拜其俟斤、為刺史」といい、貞觀二二年入朝の際、骨利幹の首長が俟斤と称していたことを伝えているが、これらは、或いは、通典^{卷二〇}骨利幹に、「骨利幹、（中略）、二俟斤同居」とある記事などに基いたものかもしれぬ。しかし何れにせよ、薛延陀支配時代に、その首長が俟斤号を帯びていたことは、ほぼこれを認めてもよかるう。

結骨。太平寰宇記（嘉慶八年重校刊本）^{九卷}一黠戛斯に、「黠戛斯、（中略）、（貞觀）二十二年、酋長俟利發失鉢屈阿棧、身自入朝云々」、新唐書回鶻伝_下に「黠戛斯、古堅昆国也、（中略）、貞觀二十二年、聞鉄勒等已入臣、即遣使者、献方物、其酋長俟利發失鉢屈阿棧、身入朝云々」とあるのによると、入朝に当つて、その酋長は俟利發と号していたことを知る。ところが、上掲史料には、上に引用した箇所先立つて、それぞれ、「黠戛斯、（中略）、薛延陀常令頡利發一人、監統其国、而其渠帥、曰紇悉輩、次阿居沙波輩、次曰阿米輩、三人共理其国政」、「黠戛斯、古堅昆国也、（中略）、始隸薛延陀、（薛）延陀以頡利發一人、監国、其酋長三人、曰訖悉輩、曰居沙波輩、曰阿米輩、共治其国」という。すなわち、薛延陀支配下にあつては、黠戛斯（結骨）に、「某輩」と称する固有の「渠帥」、「酋長」が三人いて「共にその国政を理」めており、薛延陀は一人の頡（||俟）利發をして「その国を監督統理、監視させた」というのであるから、これを極く普通にとるならば、この頡利發は、薛延陀の可汗から黠戛斯の地に派遣されていたもの、ということになる。そうだとすると、この黠戛斯の「渠帥」、「酋長」（の一人？）が薛延陀の内乱、瓦解とともに、自国を「監統」していた薛延陀の頡（||俟）利發の称号を自ら帯びて入朝したもの、それが、貞觀二二年降附した酋長俟利發失鉢屈阿棧である、と考えねばなるまい。

俱羅勃。この酋長の称号は不明である。

貞觀二二年と二二年とに都督府・刺史州がおかれた鉄勒諸部、および結骨の酋長の称号は以上の如くであるが、そのほか、^{卷二}通典〇二 駃馬に、「駃馬、（中略）、其国以俟_斤統領、与突厥不殊」、新唐書回鶻伝_下に、「黠戛斯、（中略）、東至木馬突厥三部落、曰都播・彌列哥・餓支、其酋長皆為頡斤、（中略）、堅昆之人、得以役属之」とある。これらによれば、駃馬・都播（都波）・彌列哥・餓支もまた薛延陀支配下において、俟（||頡）斤と称する酋長をいたっていたのである。

本節で、貞觀三年に真珠毗伽可汗が冊立されて以後の、いわば薛延陀盟主時代における鉄勒諸部の酋長号について見てき

た結果、要するに、俟利発を称するものと俟斤を号するものとがあつたことを知つた。つぎに私は、第二節の末尾で提出しておいた疑問、「この俟利発と俟斤との區別は何に基いているか」について考える。

四

前節で見た如く、回紇・僕骨・拔野古・同羅・渾の鉄勒五部および結骨の首長は、薛延陀勢力の瓦解後、唐に來降した際には俟利発を号するに至り、少くとも多濫葛・契苾(別部)⁵⁴⁾・骨利幹・都播の鉄勒四部および駃馬・彌列哥・餓支三部のそれは、依然俟斤号を帯びていた。そこでまず、回紇・僕骨・拔野古・同羅・渾の首長が、その称号を、何時、俟斤から俟利発に変えたか、が問題になる。これらのうち、回紇の首長、菩薩が(胡祿(大))⁵⁵⁾ 頡利発と号したのは、前述のように、かれが、武徳九年—貞観元年、薛延陀をはじめとする鉄勒諸部とともに、突厥の頡利可汗に叛き、その軍を破つて「薛延陀に附した」ときのことであつたが、前節で触れた如く、同羅の首長は貞観三年、つまりこの叛乱の直後に、また渾の首長はその翌年、貞観四年に、ともに、それぞれ俟利発を号していた。ところでこの叛乱については、前掲通典廻紇に、「(菩薩)、大唐貞観初、与薛延陀俱叛突厥頡利可汗、侵其北辺」、旧唐書^{卷九}阿史那社爾伝に、「武徳九年、延陀・迴紇等諸部皆叛」、通典^{卷一}突厥上に、「貞観元年、陰山以北薛延陀・迴紇・拔也古等十余部、皆相率叛之、擊走其欲谷設」とあつて、これには、薛延陀・回紇にならんで、拔也古などの十余部が加わつていたことがわかる。しかも、張公謹が貞観三年に上つたと覚しき「突厥可取之状」には、「又其別部同羅・僕骨・迴紇・延陀之類、並自立君長、將凶反噬、此則衆叛於下」(旧唐書^{卷八}張公謹伝)といい、また、この叛乱が、小野川氏の指摘のように、「欲谷設と共に迴紇・僕骨・同羅を分統してゐた阿史那社爾が南侵して統轄の弛んだのに乗じて」⁵⁶⁾おこされたものであることからすると、これら叛乱十余部のなかには、僕骨・同羅も

はいつていたのである。このように、武徳九年—貞観元年の鉄勒諸部の叛乱に、少くとも薛延陀・回紇・僕骨・同羅・拔也古五部が加つており、しかも、既述の如く貞観二年には薛延陀の首長が可汗に推されようとするに至り、貞観三年、四年には同羅・渾の首長がそれぞれ俟利発を称しており、そして、回紇の首長が「薛延陀に附」したとき俟利発と号したとするならば、これら以外の僕骨・拔野古の首長がその称号を俟斤から俟利発に変えたのも、上述諸部同様、この叛乱の直後、恐らくは、先に引いた唐会要北突厥に「突厥北辺多叛頡利、帰薛延陀、共推其俟斤夷男、為可汗、夷男不敢当」という、貞観二年一月ごろのことではなかつたか、と思われる。貞観三年に上られたらしい張公謹の「突厥可取之状」には、上引のように、「又其別部同羅・僕骨・迴紇・延陁之類、並自立君長、將凶反噬、此則衆叛於下」とあるが、ここに所謂「並自立君長」とは、これら諸部の首長が自から俟利発と称し、突厥に対する「反噬」の意志を明かにするに至つたことをも含めていつたものであろう。

このように、私は、回紇・僕骨・拔野古・同羅・渾の鉄勒五部の首長は、突厥に対する叛乱の直後に、その称号を俟斤から俟利発に変えたと思うのであるが、それでは、鉄勒諸部のうちで、このときこの称号を帯びるに至つたのがこれら五部の首長だけであり、史料の明示する限り多濫葛・契苾（別部）・骨利幹・都播四部のそれが依然俟斤を称していたのは何故か。これに答えるため私は、まず、いわば薛延陀盟主時代における鉄勒諸部の勢力関係を見ることにする。

さて、卷二九九 通典三〇〇には、「延陁時代の鉄勒諸姓」56に関する記載があるが、そのなかに、多くのものについては、その有した「勝兵」、「兵」の数が示されている。すなわち、次の如くである。

僕骨—「勝兵万余」57。同羅—「戸万五千」58。拔野古—「勝兵万余」59。多濫葛—「勝兵万人」60。斛薛—「両姓合居、勝兵七千」61。

阿跋（阿跌）—「勝兵千七百」。契苾羽—「両姓合居、勝兵三千」。白霽—「勝兵三千人」（以上通典九九）。迴紇—「勝兵五

万人⁽⁶²⁾、骨利幹——二俟斤同居、勝兵四千五百人⁽⁶³⁾（同卷二〇）。

ここで、同羅以外についてはすべて「勝兵」があげられているのに、ただ同羅だけが「戸」で示されているのは不可解である。太平寰宇記も通典と全く同文であるが、新唐書^{卷二一}七下はこれを「勝兵三万」に作っている。岑仲勉も指摘する如く「勝兵三万」というのもまた「此句未詳」であるが、私は、一応、通典・太平寰宇記の「戸」は、爾余の例から見ても、「兵」または「勝兵」の譌と考えておきたい。

ところで、これらの数字をそのまま受けとめることは勿論できないが、それにしても、これから、「延陁時代の鉄勒諸姓」の勢力関係について、大体的ことは察せられる。そしてこれによると、「万余」以上の「勝兵」を有するのは、僕骨・同羅・拔野古・回紇の四部であつて、これらが、薛延陀支配時代に、爾余の諸部に比して比較的有力であつたことは、ほぼこれを認めてもよいであらう⁽⁶⁵⁾。

このことはまた、ほかの事実からも推定される。すなわち、まず、突厥第一帝国の崩壊、薛延陀盟主時代の開幕の端緒をなしたのは、前述の如く、武徳九年——貞観元年の、薛延陀をはじめとする鉄勒諸部の叛乱であるが、これに参加した諸部について、先にも引いたように、諸史料は、「延陁・迴紇等諸部」（旧唐書阿史那社爾伝）、「陰山以北薛延陁・迴紇・拔也古等十余部」（通典突厥上）、「其别部同羅・僕骨・迴紇・延陁之類」（旧唐書張公謹伝）といい、「悉く叛いたと思はれる」（漠北に於ける鉄勒諸部⁽⁶⁶⁾）のうち、ただ薛延陀・回紇・拔也古・同羅・僕骨五部の名前だけをあげている。これは、これら五部が有力であつて、この叛乱の中心勢力をなしていたからであらう。ついで、突厥第一帝国が滅んで薛延陀支配期に入るが、その後のこととして、旧唐書迴紇伝に、「迴紇之盛、由菩薩之興焉、貞観中、擒降突厥頡利等可汗之後、北虜唯菩薩・薛延陁為

盛」、新唐書回鶻伝上に、「突厥已亡、惟回紇与薛延陀為最雄彊」とあるのは、当時、回紇が薛延陀と並ぶ「優勢なる一部」であつたことを示しているし、さらに、その薛延陀勢力の崩壊後、太宗が貞觀二〇年六月に、鉄勒諸部招撫のために発した詔に、「延陀惡積禍盈、今日夷滅、醜徒内潰、凶党外離、契苾迭款來降、其余相率歸附、唯僕骨・同羅、猶懷反息、云々」(冊府元龜卷三六・帝王部慰勞篇)といつて、僕骨・同羅だけが未だ入朝を肯じないことを指摘しているのは、この二部が、薛延陀時代の末期にあつても有力であつたことを物語るものではなからうか。以上によつて、少くとも薛延陀時代の開始直前から、その末期に至るまで、僕骨・同羅・拔野古・回紇四部が、薛延陀を盟主としつつも、爾余の鉄勒諸部に比して比較的有力であつたことは、ほぼ明かかと思ふ。

ところが、私は、第一節の末尾で、隋代において、僕骨・同羅・韋紇(回紇)・拔也古(拔野古)・覆羅(?)・契弊(契苾)・薛延陀七部が、爾余の鉄勒諸部より目立つて、有力であつたことをのべておいた。これらのうち、ここに、見える契弊(契苾)、つまり、契苾哥論一族を首長とする契苾は、第二・第三両節で触れた如く、「可汗の号を去」つたあとは吐谷渾の近くに徙り、さらに、貞觀六年には唐に降つてしまつた。従つて、上掲七部から、この契苾と、正体不明の覆羅とを除くと、残るは、まさしく上述の僕骨・同羅・韋紇(回紇)・拔也古(拔野古)・薛延陀五部となるではないか。

このように見てくると、先に指摘した通り、薛延陀時代の開始直前から、その時代を通じて、薛延陀の勢力下にあつて、僕骨・同羅・拔野古・回紇四部が有力であつたのは決して偶然、また、当代になつてはじまつた現象ではなく、隋代からの引き続きであつたといえよう。その間、例えば上述の契苾の西遷、没落のようなことがあり、個々についていえば、鉄勒諸部にいろんな変遷のあつたことは否めないが、大局からいうと、薛延陀を含む上掲五部の優勢な状態は、少くとも薛延陀支配期をおわるまで継続してきたのである。

以上私は、僕骨・同羅・拔野古・回紇・薛延陀の鉄勒五部は、隋代から有力であつて、従つてまた、突厥の頡利可汗への叛乱においても主役を演じ、さらにその後の薛延陀時代を通じて、優勢であつたことをのべたのであるが、前に考えた如く、上の叛乱の直後に、首長が可汗を号した薛延陀をのぞく鉄勒諸部のうち、その首長が俟利発を称したのは、回紇・僕骨・拔野古・同羅・渾の五部であつた。つまり、可汗号を帯びた薛延陀の首長をのぞくと、有力な中心部族の首長はすべて俟利発を称しており、また逆に、俟利発を号したのは、渾以外はすべて、有力な中心部族の首長なのである。

ところで、この事実を、俟斤についていいかえるなら、比較的有力でない部族の首長が依然帯びていたのが、俟斤号ではなかつたか、ということになる。史料に徴する限り、その通りなのであつて、前にのべた如く唐に來降した際、または薛延陀支配下にあつて、俟斤を稱していた多濫葛・契苾(別部)・骨利幹・都播の鉄勒四部のうち、都播をのぞく三者についてはその「勝兵」数が明かであるが、それによると、前掲のように、多濫葛は「勝兵万人」、契苾羽は「兩姓合居、勝兵三千」、骨利幹は「二俟斤同居、勝兵四千五百人」であつて、何れも、先の僕骨・同羅・拔野古・回紇のそれに比べると、比較的少いのである。

私は、第二・第三兩節の末尾で、「この俟利発と俟斤との区別は何に基いているか」という疑問を提出しておいたが、以上の如く考えてみると、これに対する解答はほぼ明かである。すなわち、突厥の頡利可汗への叛乱の直後に俟利発を稱するに至り、以後薛延陀時代を通じてこの称号を帯びていたものは、比較的有力で、従つてその叛乱で主役を演じた部族の首長であり、これに対して、俟斤を号していたものは、そのほかの、いわば比較的弱小な部族の首長であつた。つまり、端的にいうと、俟利発・俟斤の区別は、その部族の大・小、強・弱に基いているのである。

このことはまた、隋代の鉄勒諸部についても指摘できる。すなわち、はじめにのべたように、鉄勒諸部は、大業元年に一

時独立し、契弊（契苾）の首長を可汗に、薛延陀のそれを小可汗に推戴した。これは、少くともこの時には、契苾・薛延陀が爾余の諸部より有力であり、さらに契苾が薛延陀よりも優勢であつたからにはかならないであろうけれども、この直前、契苾の首長が俟利発——俟斤（？）を、薛延陀のそれが俟斤を、それぞれ称していたことは、俟利発と俟斤との相異の由来について、上にのべたことを、隋代に關しても証明するであろう。

五

前節で私は、その首長が俟利発を号した部族と、俟斤を称した部族との間には、はつきりいつて、大・小、強・弱の別のあることを結論したのであるが、貞觀二年——二二年に、来降諸部に都督府・刺史州が設置されるに當つては、大体、この大・小、強・弱の別が考慮されたく思われるのである。つぎに、この兩年において、都督府・刺史州の置かれた各部族を、都督府・刺史州の別、およびその首長の称号別に表示する。

部族名	府・州別	称号別
回纥	都督府	俟利発
多濫葛	都督府	俟斤
僕骨	都督府	俟利発
拔野古	都督府	俟利発
同羅	都督府	俟利発
思結	都督府	？

まず刺史州についていうと、渾は、その首長が俟利発を称しているに拘らずこれに刺史州が設けられているが、そのほかは、少くとも史料の明言する限り、俟斤を首長とする契苾・骨利幹兩部には刺史州が置かれている。そして、その首長号が不明な諸部族には、思結以外はすべて刺史州が立てられている、私は、このことから考えて、史料的に不明な称号は、全部俟斤であつたのではないかと推定する。もしこれが当てているとすると、思結（貞觀二〇年に来降した）の首長も俟斤号を帯びていたということになる。そこでつぎに都督府に關していうと、この思結と多濫葛

渾	刺史州	俟利發
斛薩	刺史州	?
奚結	刺史州	?
阿跌	刺史州	?
契苾	刺史州	俟斤 ⁽⁷⁾
思結別部	刺史州	?
白鶻	刺史州	?
骨利幹	刺史州	俟斤
結骨	都督府	俟利發
俱羅勃	刺史州	?

むすび

の西部には、その首長が俟斤であるのに都督府がおかれているが、これをのぞくと、俟利發をいたたく回紇・僕骨・拔野古・同羅、つまり、前節でのべた有力諸部にはすべて都督府が置かれている。要するに、渾・思結・多濫葛を例外とすれば、そのほかの諸部には、その首長が俟利發であれば都督府が、俟斤であれば刺史州が立てられた、つまり、大体、俟利發が都督に、俟斤が刺史に、そのまま任せられたのである。⁽⁷⁾ただし上掲三部だけが何故例外をなしたか、はつきりとは分らないが、ただ思結は、「思結在延陀故牙」(新唐書回鶻伝) というように、それまで漠北の盟主であつた薛延陀の本拠を占めるに至つたために、俟斤を首長としていたにも拘らず、それに都督府が設けられたのではないか、と思われる。

本稿でのべたことを結論的に列挙すると次の如くである。

(一) 隋代において、鉄勒諸部のうち契苾の首長は俟利發―俟斤(?) を称していたが、薛延陀・僕骨・同羅・回紇・拔野古・覆羅(?) をはじめとするほかの鉄勒諸部(の多く?) は、俟斤を号する首長をいただいていた。

(二) 鉄勒諸部は、大業元年、比較的優勢であつた契苾の首長(俟利發―俟斤?) を可汗に、薛延陀の首長(俟斤) を小可汗に、それぞれ推して独立したが、これらが東西両突厥に再服属を余儀なくされると、この二首長はともに可汗号を去

つて、各々かつての称号にもどり、そのうち契苾は西遷した。

(三) 武徳九年—貞観元年、鉄勒諸部は突厥の頡利可汗に叛いてその軍を破り、翌二年には薛延陀の首長を可汗に推戴しようとするに至つたが、そのころ、迴紇・僕骨・拔野古・同羅・渾の首長は、その称号を俟斤から俟利発に変えた。

(四) この俟利発の称号を帯びるに至つた鉄勒五部のうち、渾以外の回紇・僕骨・拔野古・同羅は、隋代から有力であつて、突厥の頡利可汗に対する叛乱でも、薛延陀とともに中心勢力をなしたが、この形勢は、それに続く薛延陀支配時代を通じて変らなかつた。これに対して、依然俟斤を号していたものは、比較的劣勢な部族の首長であつた。

(五) 薛延陀支配時代が終つて、来降した諸部に都督府・刺史州が設置された時には、大体、この、諸部間の大・小、強・弱の相異が考慮され、その首長が俟利発であればそれには都督府が、俟斤であればそれには刺史州が立てられた。つまり、大体、俟利発が都督に、俟斤が刺史に、そのまま任せられた。

(六) 要するに、一般的にいつて、俟利発と俟斤とは、それらがともに、可汗を出す部族以外の諸部の首長、いわば平首長の称号であるという点では同じ性格をもっているが、そのうち、比較的有力な部族の首長が俟利発を、比較的弱小な部族のそれが俟斤を、それぞれ称したという点で性格を異にしている。

冒頭に紹介したように、ハミルトンによれば、俟利発とは、突厥帝国時代に、それに服属した諸民族 (people) の大首長の、また俟斤とは、姑く西突厥のそれを除くと、とくに、鉄勒諸部のうち東部にいた五大部族 (tribu)、僕骨・同羅・韋紇・拔也古・覆羅の大首長の、それぞれ称号であつたという。しかし、本稿でのべたところからも、少くとも鉄勒諸部についていう限り、上のハミルトンの定義が不充分、不正確であることは明かかと思う。

一九六三・六・八 (東京大学文学部助教授)

註

(1) そのほか、意利発(隋書^二 礼儀志)、頡利吐発(李至遠「唐維州刺史安侯神道碑」、旧唐書^{九五} 廻紇伝)、頡利調発(冊府元龜^{卷一〇〇} 外臣部疆盛篇)、また、逸標必(唐会要^{卷九} 迴紇、羽田亨「九姓回鶻と Toquz Oynuz との關係を論ず」[「羽田博士史学論文集上巻歴史篇」(京都、昭和三年)、「三三〇—三三一頁、註四)なども音訳されるが、本稿では、引用文以外は俟利発で統一する。

(2) 本稿では、引用文以外は俟斤で統一する。

(3) Hamilton, J., Toquz-oyuz et On-uyur, Journal Asiatique, Tom CCL, 1962, pp. 23—63.

(4) ハミルトンによれば、(e)It(a)ba(r)、(e)It(a)βar, elt(a)bar, el-tabar, el-tabar の女性語化したものとして、tabar, tabar は「所有する、支配する、……の持主である、……を自由にする」を意味する動詞 tab, taβ の Aorist である。その e は「服属民、國家」を示すから、*eltabar, *eltabar とは、要するに「一國または一民族 (un État ou un peuple) を支配するもの」の意である、とみる (Hamilton, op. cit., p. 54, n. 23)。

(5) Hamilton, ibid.

(6) Hamilton, op. cit., p. 52, n. 10. なお同条でハミルトンは、irkın の語源を「集める」を意味する irk-に求めてゐる。

(7) 旧唐書廻紇伝には、「特勒始有僕骨・同羅・廻紇・拔野古・覆羅・步号俟斤」とあるが、この「步」字は、本文所引の隋書鉄勒伝、および冊府元龜^{五六} 外臣部種族篇、胡注所引(資治通鑑^{卷七九} 隋紀三仁寿三年)の隋書鉄勒伝その他に従つて、「並」字の誤とすべきである。

(8) 岑仲勉『突厥集史下冊』(北京、一九五八)、六九二頁。

(9) 例えば、通鑑考異(貞觀一九年八月)所引の実録に、「上謂近臣曰、以我量之、延陁其死矣云々」、同じく考異(貞觀一九年二月)所引の高宗実録に、「会延陁死云々」という延陁とは、薛延陁の首長、可汗のことである。

(10) 通鑑^{卷九} 鉄勒は、「俟」に誤り作る。

(11) 同書同条に「樓」に作るのは、「楞」字の誤りである。

(12) 同書同条は、「勿」字を脱落せしめる。

(13) ハミルトンは、この「字」は不可解であるとして、これを北史^{卷九} 鉄勒伝の記載に従つ、「子」に改めよう (Hamilton, op. cit., p. 28; p. 55, n. 27)。しかし、通典・太平寰宇記ともに、「字」に作る。なお、ハミルトンは、この「也陁」をこの「小可汗の名前 (nom du «petit qaghan») としてこれを部族名 *Yadiz = Ädiz とあつて、これによつて、この小可汗は *Yadiz = Ädiz 出身だつたと考へてゐるから (Hamilton, op. cit., pp. 26, 28; p. 53, n. 13)。しかし、通典^{卷九} 薛延陁には、「薛延陁(中略)、可汗姓舍利吐氏」、冊府元龜^{卷九} 外臣部種族篇には、「可汗姓舍利吐氏」、同^{卷九} 外臣部封冊

篇には、「薛延陀可汗一利咄夷南」、また新唐書^{卷二}回鶻伝下には、「薛延陀について「姓一利咄氏」とあつて、薛延陀の可汗が老(一)利吐(一)咄(一)氏出身だつたことを示している。さらに、隋書鉄勒伝には、本文に引いた如く、「復立薛延陀内俟斤字也咄、為小可汗」というが、旧唐書^{卷一九}鉄勒伝・冊府元龜^{卷七九}外臣部^{卷九二}薛延陀^{卷九二}唐紀八貞觀元年十一月の条には、「又以薛延陀(一)咄(一)乙失鉢、為也咄小可汗」とあり、新唐書回鶻伝には、「奉薛延陀乙失鉢、為野陁可汗」という。私は、隋書の字也咄は旧唐書・冊府元龜・資治通鑑の也咄、新唐書の野陁に當つて、それは可汗に附された一種の美称であり、乙失鉢(Sbara)がその名前ではないか、と思う。このように考へてゐると、ハシルトンの如く、也咄を部族名*Yadiz = Ädiz とし、この小可汗を*Yadiz = Ädiz 出身と見なすことには、未だ一抹の疑いが残る。

- (14) すでに、唐会要^{卷一〇}結骨国には、「臣按国史、鉄勒種類云、伊吾以西、焉耆以北、旁白山則有契弊・烏護・紇骨子、其契弊即契必也、烏護則烏紇也、後為迴鶻、其紇骨即紇斯也」という。冊府元龜^{卷九六}外臣部^{卷九六}魏謏篇もほぼ同文であるが、「契必」を「契秘」に作つてゐる。
- (15) ハシルトンも、隋書鉄勒伝の記載にそのまま従つて、かれの称号を *eltäbär irkin* とし、*ne* (Hamilton, op. cit., pp. 28, 40)。

(16) Hamilton, op. cit., p. 28.

(17) 新唐書^{卷七}回鶻伝上には、「有外宰相六、内宰相三」とあつて、回鶻に「内宰相」とよばれる官称の存在したことを伝えてゐるが、「内俟斤」というのは、ほかには見えない。

(18) ラシードマンディンは、ウイグル部(*qauim-i-üghur*) についてのべて、はじめウイグル諸部には一定の君主(*päd-shän*) や君長(*sarwar*) は存在しなかつたが、のちに、*ishgil* 諸部(*aqwam-i-ishgil*) から *Mängü Bay* なる一人物を選んで、かれに *il it. rir/ il nb. tr* の称号(*taqab*) を与へ、また *Orqundur* 部(*qauim-i-örqundur*) の一人に、「*kil irkin* の称号を与へ、両者を全諸部の君長(*päd-shah*) とした」という(例へば、Radloff, W., *Das Kudatku Bilik, Theil I*, St. Petersburg, 1891, S. XXII)。*il it. rir/ il nb. tr* が *eltäbär, eltäbir* の訛であることは、このラシードマンディンの伝える中核・背景をなしたものは、或いは、本文での述べた如き事件であつたかも知れない。また、羽田亨「唐代回鶻史の研究」(「羽田博士史学論文集上巻歴史篇」) 二七二頁、註六参照。

(19) Liu Mau-tsai, *Die chinesischen Nachrichten zur Geschichte der Ost-Türken (T'u-küe)*, I. Buch, Wiesbaden, 1957, S. 47.

(20) これは或いは、魏書^{卷一三}高車伝に見える高車の副伏羅、または、隋書^{卷五}長孫晟伝に、「仁寿」三年、有鉄勒思結・伏利具・渾・斜薩・阿拔・僕骨等十余部、尻背蓬頭、請来降附」

という伏利具にあたるか、と思われるが、明かでない。

- (21) 小野川秀美氏は、この際「また回紇は僕骨・同羅・拔野古と共に漠北に俟斤を称した」といわれるが(小野川秀美「鉄勒の一考察」『東洋史研究』五一二、昭和十五年二月、二〇頁)、これは恐らく、旧唐書^{九五}回紇伝に、「大業元年、(中略)、特勒(≡鉄勒)由是叛、特勒始有僕骨・同羅・迴紇・拔野古・覆羅、步号俟斤、後称迴紇焉」、新唐書回鶻伝上に、「大業中、(中略)、韋紇乃并僕骨・同羅・拔野古叛去、自為俟斤、称回紇」とあるのに基くものと思われる。しかし、前者の「有僕骨・同羅・迴紇・拔野古・覆羅、步号俟斤」というのは、すでに羽田亨博士の指摘された如く、「隋書鉄勒伝中より取り来れるものにして、只だ隋書に韋紇と記せるを迴紇と改めたるに過ぎず」(羽田亨「九姓回鶻と Toquz Ouz との關係を論ず」三二六頁)、また、後者に「韋紇乃并僕骨・同羅・拔野古叛去、自為俟斤」と記するのも、同じく隋書鉄勒伝の「有僕骨・同羅・韋紇・拔野古・覆羅、並号俟斤」の記事を、意を以て改めたものに違いない。つまり、これら諸部の首長は、大業元年の叛乱以前から俟斤を号していたのであつて、この時はじめて、この号を帯びたのではなからう。これはすでに、岑仲勉の指摘するところでもある(岑仲勉「突厥集史下冊」七二六頁)。
- (22) 新唐書回鶻伝下は、この六部を、「回紇・拔野古・阿跌・同羅、僕骨・白霽」としている。

(23) 前註(13)参照。

- (24) 小野川秀美「鉄勒の一考察」、二二頁。
- (25) 新唐書回鶻伝下には、「契苾、亦曰契苾羽、(中略)、其酋哥楞、自号易勿真莫賀可汗、弟莫賀咄特勒、皆有勇、莫賀咄死、子何力尚紐」といい、契苾何力を契苾哥楞の弟の子、つまり甥としているが、これは誤りであろう。
- (26) 本文に引用したところによつても知られる如く、「契苾明碑」によると、契苾何力の父の名が「繼」であつたかのように受けとれるが、両唐書契苾何力伝は、その名を「葛」とし、また旧唐書同伝は、「繼」を動詞としている。何れが正しいか、いまのところ、明かでない。
- (27) 小野川秀美「鉄勒の一考察」、二二頁。
- (28) 小野川秀美「突厥碑文訳註」(『滿蒙史論叢』四、昭和一八年)、三八〇—三八二頁、註二四一。
- (29) 小野川秀美「鉄勒の一考察」、二二—二三頁。
- (30) 拙稿「東突厥官称号考——Tegin について——」(未刊)。
- (31) この叛乱の年次について、旧唐書^{卷九}阿史那社爾伝には、「武德九年、延陁・迴紇等諸部皆叛、攻破欲谷設」とあつて、これを武德九年のこととしているが、通典^{卷九七}突厥上には、「貞觀元年、陰山以北薛延陁・迴紇・拔也古等十餘部、皆相率叛之、擊走其欲谷設」といつて、これを貞觀元年にかけ、旧唐書^{卷一九}突厥伝上、新唐書^{卷五二}突厥伝上、新唐書^{卷一〇}阿史那社爾伝ともに、これを貞觀元年のこととしている。小野川氏は、考証の結果、「鉄勒十餘部の背叛は武德九年八月に近き頃既に起

つてゐたと推定出来る」といつておられる（小野川秀美「鉄勒の二考察」、一四頁）。

(32) 前註(9)参照。

(33) 岑仲勉はこれを、「延陔本一部落、俟斤本我所立、始十餘年」と読んでゐるが、これは誤りである（岑仲勉『突厥集史上冊』、二二八頁）。

(34) 羽田亨「唐代回鶻史の研究」、一六四頁。

(35) 同上論文、同上頁。

(36) 岩佐精一郎「突厥の復興について」（岩佐精一郎遺稿）、「東京、昭和十一年」、九一頁。

(37) 唐会要^{六卷九}鉄勒には、「鉄勒諸部俟斤・頡利発等諸姓、至靈州數千人」とあつて、俟斤・頡利発がそのまま「諸姓」であつたかの如く記してゐるが、これは正確ではない。

(38) これによると、頡利可汗の軍が回紇を破つたかに見えるが、これは、誤りで、旧唐書阿史那社爾伝・廻紇伝などの伝えるように、菩薩の率いる回紇軍および鉄勒諸部の軍が、頡利の軍を破り、「その部衆を俘にした」のである。岑仲勉『突厥集史下冊』、七〇六頁参照。

(39) 岑仲勉はこれを二年の誤りとしてゐるが（岑仲勉『突厥集史上册』、二五二頁）、私は二〇年のことと考へる。

(40) これは、冊府元龜^{七〇}外臣部朝貢篇に、「貞觀三年）九月、（中略）、拔也右・僕骨・内・同羅・奚等渠帥並來朝」といい、新唐書回鶻伝下に、「拔野古、（中略）、貞觀三年、与僕

骨・同羅・奚・霫同入朝」とあるものを指したに違ひないから、これは貞觀三年の誤りとすべきである。

(41) ただし、すでに岑仲勉の指摘するように（岑仲勉『突厥集史下冊』、七三五頁）、天室に先き立つ開元六年二月北伐の詔に「同羅都督右監門衛大將軍毗伽末曷」の名が見え（冊府元龜^{八六}外臣部征討篇）、また、翌七年三月壬子に、「帝御丹鳳樓、宴九姓同羅及契丹、各賜二百段云々」（同^{七四}外臣部褒異篇）などがある。

(42) 岑仲勉『突厥集史上冊』、一八三頁。

(43) 新唐書^{九卷三}地理志の忻州秀容縣の条に、「貞觀五年、以思結部落、於泉境、置懷化縣、隸順州」とある思結部落とは、恐らく、この俟斤を首長とするものであつたと思われる。

(44) ここに「為阜蘭都督府」とあり、また、新唐書^{三卷四}地理志の東臯蘭州の条に、「以渾部置、初為都督府、并以延陀餘衆、置祁連州、後罷都督云々」というのによつて、渾にははじめ都督府が設けられたかと思はれるが、すでに岑仲勉も指摘するよつうに（岑仲勉『突厥集史上冊』二五三頁）その首長阿貪支が刺史に任ぜられてゐることや、また、旧唐書^{八卷三}地理志の靈州大都督府の条に、「貞觀）二十年、鉄勒掃附、於州界、置臯蘭州・高麗・祁連三州、並屬靈州都督府、永徽元年、廢臯蘭等三州」とあることなどから考へて、渾に置かれたのは、はじめ、刺史州だつたと思はれる。唐会要^{三卷七}安北都護府に、「永徽元年三月三日、以臯蘭州、為都督府、建置稽落州、隸焉、廢高闕州」

という如く、この皋蘭州が都督府に昇格したのは、永徽元年のことなのである。なお、岩佐精一郎「突厥の復興について」、一四一頁、註二五参照。

(45) 旧唐書卷三太宗下には、「貞観」四年春正月乙亥、定襄道行軍總管李靖、大破突厥、獲隋皇后蕭氏、及煬帝之孫正道、送至京師」という。

(46) 小野川秀美「鉄勒の一考察」、二二頁。

(47) 冊府元龜卷九外臣部降附篇は、「六十餘家」に作るが、これは、資治通鑑卷九四唐紀〇貞観六年一月辛巳の条の「六十餘家」が正しいであろう。

(48) この契苾何力を首長として貞観六年に内附し、甘・涼二州の地に置かれた契苾には、貞観一六年以前の或る時期に、賀蘭州が立てられた(旧唐書卷九契苾何力伝)。貞観九年に、唐軍および突厥とともに吐谷渾を討つた契苾は(旧唐書卷九八吐谷渾伝)これであつたに相違ない。これに対して、貞観二〇年に、契苾車必俟斤に率いられて来降した契苾には、翌二一年に鉄勒諸部に六都督府・七刺史州が設けられた際、榆溪州が置かれたのである(小野川秀美「鉄勒の一考察」、二二頁、三八頁、註二七)。

(49) 骨利幹には玄闕州、俱羅勃には燭竜州が立てられたが、この両州の設置については、些か問題がある。さて、まず唐會要安北都護府には、「至(貞観二十二年)三月九日、分瀚海都督府所統骨利幹部、為元闕州、俱羅勃部、置燭竜州」とある。ところで、資治通鑑卷九八唐紀四は、上の両州の設置について、貞

観二二年八月の条に、「辛未、骨利幹遣使入朝、(九月)、丙戌、以骨利幹、為玄闕州、拜其俟斤、為刺史」、貞観二二年三月の条に、「己丑、分瀚海都督俱羅勃部、置燭竜州」と記している。

つまり、資治通鑑によると、玄闕州はすでに貞観二二年九月丙戌(三日)に立てられており、同二二年三月己丑(九日)には、回紇の瀚海都督の所管から分けられた俱羅勃に、燭竜州が設けられたに過ぎぬのである。さて、周知の如く、回紇は九姓から成つていたが、旧唐書廻紇伝は、その一つを「咄羅勿」とし、新唐書回鶻伝上は、それを「囉羅勿」に作つている。私は、羽田亨博士に従つて、「旧唐書に咄羅勿と記せるは誤」と考へ羽田亨「九姓回鶻とToquas Ouzsとの關係を論ず」、三四〇頁)、この囉羅勿こそ、燭竜州が置かれたという俱羅勃にほかならぬと思う。新唐書卷四地理志の燭竜州の条に、「貞観二十二年、析瀚海都督之囉羅勿部置」とあるのも参考になる。すなわち、俱羅勃(咄羅勿、囉羅勿)は回紇を構成する一姓であつたわけであり、従つて当然、回紇に設けられた瀚海都督府に属していたのであるが、それが、貞観二二年三月九日に、その瀚海都督府の所管から分離されて、そこに、燭竜州が置かれたのである。そして、唐會要卷九迴紇に、「顯慶三年十二月、以迴紇故燭竜州刺史吐迷度子婆閏、授左衛大將軍」とあるのが正しいとすると、瀚海都督に任せられた回紇の胡禄俟利発吐迷度は、或いは、その回紇の一姓俱羅勃に設けられた燭竜州の刺史を兼ねていたのではないか、と思われる(岑仲勉「突厥集史上册」、二

七五頁)。このように、俱羅勃が回紇の一姓で、もと、瀚海都督府に隸していたのに対して、骨利幹と回紇、従つて玄闕州と瀚海都督府との間には、さような關係は認められぬ。その上、上掲資治通鑑の記載が正しいとすると、骨利幹に対する玄闕州は、貞觀二十一年九月三日にすでに置かれている。今のところ私は、玄闕州の設置の日時については、この資治通鑑の記述に従い、先に引用した唐会要の「至(貞觀二十二年)三月九日、分瀚海都督府所統骨利幹部、為元闕州、俱羅勃部、置燭竜州」の、傍点を附した八字は衍字で、上文は、正しくは、「至三月九日、分瀚海都督府所統俱羅勃部、置燭竜州」とあるべきではないか、と考へる。

(50) Hamilton, op. cit., p. 32.

(51) 丙戌は九月三日である。

(52) 冊府元龜^{卷九}五八外臣部国邑篇には、「二」字が脱落している。

(53) 通典の鉄勒諸部の記載が、「其間に延陀滅亡後の記事をも混入してゐるが」、大体、「延陀時代」の状況に関するものであることは、すでに岩佐精一郎氏の指摘するところである(岩佐精一郎「突厥の復興について」、一四二頁、註二八)。

(54) ここで契苾(別部)というのは、貞觀二〇年に契苾車必俟斤に率いられて入朝し、翌二一年に、そこに榆溪州の設けられた契苾のことである。前註(48)参照。

(55) 小野川秀美「鉄勒の一考察」、二四頁。

(56) 前註(53)参照。

(57) 冊府元龜^{卷九}五八外臣部国邑篇には、「勝兵二万、口三万人」、新唐書回鶻伝下には、「帳戸三万、兵万人」とある。

(58) 新唐書回鶻伝下には、「勝兵三万」とある。これについては、後註(64)参照。

(59) 唐会要^{卷八}八 拔野古、冊府元龜外臣部国邑篇には、「勝兵一万、口六万人」、新唐書回鶻伝下には、「帳戸六万、兵万人」という。

(60) 冊府元龜外臣部国邑篇には、「兵一万、口三万人」、新唐書回鶻伝下には、通典と同じく、「勝兵万人」とある。

(61) 新唐書回鶻伝下には、「勝兵万人」という。

(62) 旧唐書迴紇伝には、「勝兵五万、人口十万人」、新唐書回鶻伝上には、「衆十万、勝兵半之」と記す。

(63) 唐会要^{卷一}〇〇 骨利幹、冊府元龜外臣部国邑篇には、「勝兵四千五百、口万余人」とある。

(64) 岑仲勉「突厥集史下冊」、七三六頁。いま仮りに、この「戸」を正しいとし、一戸五人という計算をシナ人がしたとすると、この場合、「口七万五千」ということになる。ところが、前掲の僕骨・多濫葛、回紇の例からみて、「勝兵」数を「口」数の三分の一乃至二分の一と考えると、この同羅の「勝兵」数は「二万五千」乃至「三万七千五百」になる。新唐書の「勝兵三万」というのは、ひよつとするとこのような計算に基づくものかもしれない。

(65) 註(57)・(58)・(59)・(60)・(61)・(62)・(63)に示した

如く、ほかの史料にはまた別の記載があるが、これによつても、僕骨と多濫葛とがほぼ同等になるほかは、同羅・拔野古・回紇が比較的優勢であつたことがわかる。

(66) 小野川秀美「鉄勒の一考察」、二三頁。

(67) 羽田亨「唐代回鶻史の研究」、一六四頁。

(68) 「延陀時代の鉄勒諸姓」について記した通典^{卷一}九九及び^{卷二}九〇には、渾の専伝がなく、また新唐書回鶻伝下にも、渾の勢力をうかがうに足る史料がない。

(69) これは恐らく、唐会要^{卷一}都播に、「都播、鉄勒之別種也、(中略)、分爲三部、皆自統撰」とある都播(都波)と同じく、

骨利幹が二つの分族から成つており、その各々に俟斤と称する首長がいたことを示すものかも知れぬ。そうだとすると、俟斤とは、分族の首長の称号でもあつたわけである。

(70) このことは、すでに、簡単ながら、岩佐氏によつて指摘されている(岩佐精一郎「突厥の復興について」、九二頁、一四三頁、註三三)。

(71) この時、貞觀二一年に刺史州(榆溪州)が設けられた契苾部は、契苾車必俟斤を首長とするものであつた。註(48)参照。

(72) ただし、註(48)で触れたように、貞觀六年に内附し、甘・涼二州の地に置かれた契苾には、貞觀一六年以前に、賀蘭州が設けられたが、この契苾は、(大)俟利発を首長としていた。

この契苾に、都督府ではなく刺史州が立てられたのは、小野川氏の指摘の如く、これが「可汗の号を去つて以後急速に衰微し」

ていたからであらう。そして、それにも拘らず、その首長が(大)俟利発と称しているのは、そのかつて有力であつた時の称号を、そのまま維持していたに過ぎぬからであらうと思われる。

(73) 岩佐精一郎「突厥の復興について」、一四三頁、註三三参照。